

流山市農業委員会  
平成30年第5回  
総会議事録

平成30年5月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成30年第5回総会議事録

1 期 日 平成30年5月10日(木)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 11番 小倉 節子  
1番 鈴木 亨

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 酒巻 孝美
推進委員 小林 常男	推進委員 増田 正美

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 亀山 隆弘  
事務局次長 秋元 学  
事務局次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1)議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について……………	1
(2)議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ……	3
(3)議案第17号 農用地利用集積計画の決定について……………	4
(4)議案第18号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について……	5
(5)議案第19号 農地取得下限面積の修正の必要性について……………	8
(6)議案第20号 流山市総合計画審議会委員の推薦について……………	10
(7)報告第11号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について……………	11
(8)報告第12号 専決処理の報告について……………	12

**▲開会 午後4時9分**

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。11番小倉委員、1番鈴木委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただきまして、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第20号「流山市総合計画審議会委員の推薦について」までの6議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第11号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」及び報告第12号「専決処理の報告について」をご報告いたします。

説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第15号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年5月10日提出

議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者につきましては、流山市大字小屋にお住いの方で、職業は農業です。  
申請がありました土地は、流山市小屋の畑2筆で、面積は508平方メートルです。  
次に申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、申請地を買い受けたいという  
ものであります。

この申請地の議案案内図につきましては、1ページにございますので、併せてご参  
照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告い  
たします。

今月の案件は2件であります。

議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南西約1.2キロメートルに位置している畑2筆で、  
面積は508平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得す  
るものです。

売買価格については、全体で約340万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、不耕作地の状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.8ヘクタ  
ールで、農業従事者は4名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていき  
たいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農  
業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなど  
が確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一  
致をもって、それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いしま  
す。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第16号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年5月10日提出

権利者につきましては、柏市大井にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市大畔の畑3筆で、転用面積は398.47平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、2ページと3ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご報告いたします

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の南西約1.4キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。

権利者は、柏市大井にお住まいの方で、年齢は37歳です。

申請理由については、現在の住まいが手狭となり、親の近隣に住居を構えたいことから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。

木造2階建ての個人住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、コンクリートブロックにより流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸

透柵に集水し、既設の柵に放流し、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理後、既設の柵に合流させるとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側は住宅地、他3方向は農地となっております。

次に、資金計画ですが、建設費等が約2,350万円、全て借入金で賄う計画で、金融機関発行の住宅ローンの関係書類が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第16号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第17号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成30年5月10日提出

権利者は、流山市大字木にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田4筆、合計面積は3,807平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページでございますので、併せてご参照くだ

さい。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が1件であります。

本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は53歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は250日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、承認することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第18号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第18号

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり決定するものとする。

平成30年5月10日提出

本案につきましては、農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているもので、農業委員会の透明性、公平性の確保及び地域住民等への農業委員会事務の理解促進を図ることを目的として、農業委

員会活動の点検評価及び活動計画を作成するものです。

また、本案の策定につきましては、2回にわたりまして、総合農政検討委員会においてご検討いただき、その案を策定していただいたものでございます。

次に、案の内容につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただき、ここでは概要について申し上げたいと思います。

別紙資料の「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。

この資料は、8項目に分かれており、1項目は、1ページの「農業委員会の状況」、2項目は、2ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」、3項目は、3ページの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」、4項目は、4ページの「遊休農地に関する措置に関する評価」、5項目は、5ページの「違反転用への適正な対応」、6項目は、6ページと7ページの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」、7項目と8項目は、8ページの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」、「事務の実施状況の公表等」であります。

それでは、最初に1ページをご覧ください。

1項目の「農業委員会の状況」についてですが、各市町村の「農業の概要」及び「農業委員会の体制」について、点検評価するものです。

次に、資料の2ページをお開きください。

2項目の「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、担い手の育成確保の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の3ページをご覧ください。

3項目の「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、新規参入の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の4ページをお開きください。

4項目の「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、遊休農地対策の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の5ページをご覧ください。

5項目の「違反転用への適正な対応」についてですが、違反転用対策の取り組みについて、活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の6ページをお開きください。

6項目の「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてですが、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等について、適正かつ公平に事務が行われていたか、などを点検するもので、適正かつ公平に事務が行われておりました。



次に、資料の8ページをお開きください。

7項目の「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、地域農業者等からの要望・意見はありませんでした。

8項目の「事務の実施状況の公表等」についてですが、この項目は事務の公表について記載するもので、議事録及び活動点検評価については、ホームページに公表しているとして記載、農地利用最適化推進施策の意見については、流山市長に対して提出した意見の概要を記載しました。

続きまして、別紙資料の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧くださいと思います。

はじめに、1ページをご覧ください。

1項目の「農業委員会の状況」の欄の「農家・農地等の概要」は、農林業センサス等に基づき記載をさせて頂きました。

「農業委員会の体制」につきましては、新制度に基づくものとして現在の体制を記載させて頂きました。

次に、資料の2ページをお開きください。

2項目の「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、課題として、「農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加が、農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっている。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、目標集積面積は、「4. 20ヘクタール」。活動計画は、「ホームページ等を活用し、利用集積事業制度の周知を行う。市農業振興課と連携し、流山市農地バンクの推進を行う。」と記載をさせて頂きました。

3項目の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、課題として、「本市は首都近郊に位置し、新たな農地の取得等が難しい状況にある。また、本市は土地区画整理事業等により市街地化が著しく、農業経営が難しい状況下にある。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、参入目標数は、「1経営体」、活動計画は、「新規参入に関する相談窓口を開設する。新規参入に関する情報の周知を市ホームページ等で行う。」と記載をさせて頂きました。

次に、資料の3ページをご覧ください。

4項目の「遊休農地に関する措置」についてですが、課題として、「利用状況調査により新たに把握した遊休農地について、定期的なパトロール等を行い、早期指導等を図る必要がある。また、遊休農地発生防止策として、所有者への啓発が必要である。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、目標解消面積は、「0. 2ヘクタール」。活動計画は、利用状況調査の活動計画を記載させて頂きました。

5項目の「違反転用への適正な対応」についてですが、課題として、「違反転用事案については、権利関係が事業者に移転されている場合が多いことなどから、是正が困難な事例が多い。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、活動計画は、「小委員会における現地調査時に、違反転用パトロールを兼ねて行う。市ホームページや市広報に違反転用防止対策記事を掲載し、啓発を行う。また、農業関係機関と連携し、農家回覧等により周知を行う。農地違反転用対策委員会等において、必要な是正指導を行う。」と記載をさせていただきました。

本日、ご承認を頂けました際には、市のホームページに、掲載をして参りたいと考えております。

本案の説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第18号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」、審議の経過と結果について、ご報告いたします。

本案につきましては、農林水産省が公表しております「農業委員会の適正な事務実施について」に基づいて、先月及び本日の総合農政検討委員会で審議し、総会に提出するべく、別添のとおり、案をまとめさせていただきました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について、ご報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 はい、ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手、全員であります。

よって議案第18号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第19号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第19号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

平成30年5月10日提出

- 1 農地法施行規則第17条第1項関係において、2015年農林業センサス確定値では、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40パーセントを下回っていない。
- 2 農地法施行規則第17条第2項関係において、農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。

また、遊休農地面積が農地面積の約0.9パーセントと低い現状である。

本案につきましては、現在、流山市の農地取得下限面積は、30アールと設定しています。

農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、農地法第3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定について、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきまして、本日の総会前に総合農政検討委員会においてご検討いただきましたので、ご提案するものです。

次にこの下限面積の検討に当たりましては、農地法施行規則第17条第1項と第2項の二つの関係をもって、検討することとされております。

一つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきましては、農業委員会が定める別段の面積は、耕作面積別の農家数が、農家全体の総数のおおむね100分の40を下回らないように算定することとされております。

このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40パーセントのラインを見て、下限面積を検討していただきました。

次に、二つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未満の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができます。とされております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ、農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができると定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

平成29年度の利用状況調査において、調査対象面積約423ヘクタールに対して、遊休農地の面積が3.7ヘクタールであり、全体の約0.9パーセントと低い状態でありました。

本日も承認をいただけましたら、市のホームページ等で周知を図って参りたいと考えております。

説明につきましては以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。  
山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第19号「農地取得下限面積の修正の必要性について」審議の結果について、ご報告いたします。

本案について審議すべき案件については、先ほど事務局の説明があったとおりであります。

そこで、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に基づき、審議いたしました。

はじめに、第17条第1項に関する事項については、2015年世界農林業センサスで、経営面積が本市の下限面積である30アール未満の農家数が310戸であり、総農家数574戸の54.0パーセントであることから、基準である40パーセントを下回らない状況でありました。

次に、第17条第2項では、平成29年度の利用状況調査において、調査対象面積約423ヘクタールに対し、遊休農地の面積が3.7ヘクタールで、全体の約0.9パーセントと低い状態でありました。

よって、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については、現在の30アールのままで各要件を満たしていることから、修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第20号「流山市総合計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第20号

流山市総合計画審議会委員の推薦について

流山市総合計画審議会委員を次のとおり推薦する。

平成30年5月10日提出

本案につきましては、現総合計画が平成31年度に終了し、本計画の基本構想や

基本計画について審議する総合計画審議会委員を任命するため、流山市長から推薦の依頼があったものであります。

総合計画審議会につきましては、自治基本条例に基づき、総合計画の基本構想や基本計画について、審議等を行うために設置される機関です。

総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を行うための市の最上位計画であり、今後のまちづくりの基本方針となるものであります。

次に、この総合計画審議会の委員の構成につきましては、学識経験者や公共団体等の職員、また、公募による市民の方などで構成されております。

任期につきましては、2年となっております、今回は、大塚 侃(ただし)委員に就任をいただいていたところであります。

なお、この総合計画審議会の開催予定につきましては、6回程度の開催を予定しているとのことでした。

最後に審議会委員の推薦の経緯ですが、候補者の選出については、「議長に一任する」とのご意見があり、議長からご指名いただき、推薦委員を決定した経緯があります。

また、その指名に当たりましては、農業委員で就任回数が多い方から、順に推薦候補者として、お諮りしておりましたが、現在の農業委員につきましては、中嶋委員以外のほとんどの方は、認定農業者あるいはその家族の方であり、当該委員を受けるのが難しい状況にあります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、事務局から説明があったとおり、農業委員会から流山市総合計画審議会委員として、1名を推薦しようとするものであります。

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、本案につきましては、議長が推薦者を選出することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第20号について、3番中嶋委員を推薦することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 それでは、議案第20号については、3番中嶋委員を推薦することに決定いたしました。

中嶋委員、よろしくお願ひいたします。

○水代議長 次に、報告第11号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

## 報告第11号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成30年5月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市市野谷及び野々下の畑5筆、合計面積は4,339平方メートルで、本年2月に開催されました農業委員会総会の議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、5ページから7ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の平成30年6月11日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第12号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

## 報告第12号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、2件、8筆、面積1,650.85平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、134件、1,684筆、面積916,394.21平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地2件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が25件、マンションの区分所有が105件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が3件の計134件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 はい、ありがとうございます。ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後4時47分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成30年5月10日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

小倉節子

流山市農業委員会委員

鈴木亨